

第2章 各論

第2章 各論

第1項 施策の推進方策

I 相互理解の促進

1 啓発・広報

《 現状と課題 》

- ノーマライゼーションの理念を普及するため、「県民の友」やテレビ・ラジオ等の広報媒体を活用した啓発活動、体験作文やポスターの募集、こころのフェスタ等の開催など、様々な取組を進めてきました。

特に、障害者週間において、広報媒体等を活用しての啓発、各地域で障害のある人もない人ともに参加するイベントなどの事業を行うとともに、障害体験学習等の体験を通じての啓発事業を進めてきました。

また、（公財）和歌山県人権啓発センターと連携し、ふれあい人権フェスタ・研修会・講演会の開催や情報提供等を行ってきました。

- 障害や障害のある人に対する誤った認識や偏見による社会的・心理的障壁など、障害のある人を取り巻く社会環境には様々な障壁が残っており、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための啓発を一層推進する必要があります。

- 軽度な症状を含め認知症により日常生活に支障をきたしている高齢者は、おおよそ10人に1人と推計されており、今後ますます増加すると予想されています。認知症の人と家族が安心して生活を続けるためには、地域の理解と支えが必要です。

また、障害のあることが気づかれにくく、障害の特性が十分知られていないことから、周囲から必要な配慮等を得られないことの多い難病、精神障害、発達障害及び高次脳機能障害についても、障害に対する地域の理解を深めるための啓発活動が必要とされています。

- 学校教育においては、従前から特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒と近隣の小・中学生並びに高校生との交流及び共同学習が進められており、成果が得られています。

また、特別支援学校では、ゲストティーチャーの積極的活用や学校開放月間に授業参観や学校開放等を通じて地域の人々との交流に取り組んでいます。市町村においても交流及び共同学習や特別支援教育の推進とともに、障害理解のための取組が行われています。

今後、より一層、日常生活や様々な機会を通じて共生社会の実現に向け、理解啓発を進めいく必要があります。

- 現在、県及び市町村社会福祉協議会では、障害のある人の社会参加を促進するため、ボランティアセンターの取組等を通じて、ボランティア活動に参加しやすい環境整備が進められています。

今後、障害のある人を支えるボランティア活動の更なる充実を図るため、ボランティアと障害のある人を結びつけるネットワークの構築が必要です。

《 基本的方向 》

- ◎ 障害のある人もない人も、相互に人権を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障害や障害のある人について県民一人一人の理解を促進し、併せて、障害のある人への配慮等について県民の協力を得るため、NPO等関係団体と連携した啓発・広報活動を行います。
また、人権教育や福祉教育等の推進やボランティア活動の振興を図ります。

《 具体的施策 》

(1) 障害や障害のある人への理解の促進

①啓発・広報活動の推進

- 「障害者週間」（12月3日～12月9日）を中心として、関係行政機関、障害者団体や民間諸団体と連携を図りながら、街頭啓発や障害のある人もない人もともに参加するイベントなどの事業を重点的に展開し、障害や障害のある人に対する正しい理解を促進します。
- 「人権週間」（12月4日～12月10日）、「人権を考える強調月間」（11月11日～12月10日）を中心として、人権に関わるNPOなどの団体等と協働した「ふれあい人権フェスタ」などの各種イベントの開催、ポスターや詩の募集、街頭啓発等人権啓発事業を重点的に実施し、人権問題に関する県民の理解と認識を促進します。
- 「障害者雇用支援月間」（9月1日～9月30日）を中心として、街頭啓発運動を実施し、事業主をはじめ県民の障害者雇用への関心と理解を深め、障害者雇用の促進を図ります。
- （公財）和歌山県人権啓発センターと国、市町村と連携し、学校、家庭、企業、地域社会等に

おいて、研修や講演会の実施、啓発資料の配布など、様々な場を通じて障害のある人や女性、子ども、高齢者等の人権、及び同和問題等についての理解と認識を深めるための啓発・広報を推進します。

- 「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」の募集事業を実施し、広く県民の障害のある人への理解を促進します。
- 広報紙「県民の友」やテレビ広報「きのくに21」をはじめ、県内のテレビ・ラジオ、県のホームページなど様々な広報媒体を効果的に活用して、啓発・広報活動の充実を図ります。
- 障害者用駐車スペースや視覚障害者誘導用ブロックを必要とする障害のある人等が利用を妨げられないよう、これらの施設等の趣旨や必要な配慮についての啓発活動を推進します。

②難病・精神障害・発達障害・高次脳機能障害等への理解促進

〈難病患者に対する理解の促進〉

- 病状の進行や治療の必要性といった特性がある難病について県民の理解と協力が得られるよう、難病・子ども保健相談支援センター等が中心となり、地域でともに参加する活動や情報発信等の取組を推進します。

〈精神障害者理解の促進〉

- 精神疾患や精神障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、「ふれあい人権フェスタ」と共同開催する「こころのフェスタ」をはじめ、精神障害者福祉を考えるための講演会、シンポジウムの開催、各種イベントや人権啓発パンフレットの作成・配布、さらには学校教育を通じて啓発活動を積極的に推進します。
- 各保健所では、精神障害のある人が自立した社会生活を営むことができるよう、精神障害のある人に対する正しい知識を普及するための講演会やボランティア研修等を実施します。

〈発達障害者、高次脳機能障害者の理解の促進〉

- 社会の中で未だ十分に知られていない障害である発達障害や高次脳機能障害について、障害の特性や必要な配慮等に関する県民の理解と協力が得られるよう、和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」及び高次脳機能障害支援普及事業拠点機関を中心に、県民の理解を深めるための啓発活動を推進します。

〈認知症患者に対する理解の促進〉

- 全国で展開されている認知症サポートキャラバンの取り組みを推進し、地域・職域・学校など、幅広い領域で認知症センターを養成するため、市町村や関係団体と連携し、認知症センター養成講座を積極的に開催します。

また、講師となるボランティアの養成、活動支援を行い、講座内容の充実を図ります。

(2) 「心のバリアフリー」や福祉教育等の推進

①地域社会や事業所等の職場における障害者理解の促進

- 教育、福祉、医療・保健サービス等に従事している職員及び公共サービス従事者については、障害者理解の促進に主体的に取組む必要性があることを踏まえ、職場をはじめ様々な場を通じて、それぞれの関係者に対する啓発や研修の充実を図ります。
- 障害体験学習や障害のある人との交流活動を推進し、障害のある人が障害のない人と同じように生活するために必要な配慮や、障害のある人への自然な手助けを誰もが行うことのできるよう、「心のバリアフリー」を推進します。
- 障害や障害のある人についての理解を深めるために、県民を対象とした研修会等を開催します。また、市町村等の取組を支援するため、指導者用資料及び学習教材等の作成に努めます。

②学校における人権教育や福祉教育等の推進

- 特別支援教育についての理解啓発を図るために、教員、保護者及び福祉関係者等を対象に啓発セミナーを開催します。
- 障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進するとともに、特別支援学校と地域の小学校、中学校及び高等学校との交流及び共同学習に取り組みます。
- 障害のある人や高齢者等に対する理解を深め地域社会で支え合うボランティア活動への理解と参加を促進するため、県内の小学校、中学校及び高等学校の児童生徒を対象に、福祉や介護に関する研修・体験学習やボランティア講座など、福祉教育を推進します。

③地域で共に参加する活動の推進

- 障害者施設におけるバザーや文化祭、地域で企画されるスポーツ大会や各種イベント等、障害の有無にかかわらず共に参加できる機会の拡大を図ります。
- 特別支援学校において、点字学習や手話講座等の開放講座、夏祭り等の催しなど、それぞれの学校の特色を生かした地域住民との交流活動を推進し、学校への理解と障害のある人に対する理解を促進します。

(3) ボランティア活動の振興

①ボランティアの養成、支援

- 地域でボランティア活動をしたい人と、それを必要とする障害のある人やその家族を結びつけるネットワークの構築を図るため、ボランティアコーディネーターを養成し、その資質の向上に努めます。
- 和歌山県ボランティアセンターを福祉ボランティアの活動拠点とし、専任のボランティアコーディネーターによる各種情報提供やボランティア活動体験機会の提供を通じ、障害のある人を支えるボランティア活動の振興を図ります。
- 各保健所、市町村、障害者団体等の関係機関と連携して、「精神障害者ソフトバレーボール大会」などを通じて、精神保健福祉ボランティアの活動の振興を図ります。

II 地域での自立基盤整備

1 教育・療育

《 現状と課題 》

- 平成19年度から特別支援教育が本格的に開始されて以来、各学校における校内委員会の設置、実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用等、体制整備は一定程度進みつつあります。

今後、共生社会の形成、インクルーシブ教育システムの構築という観点から、これらの取組を充実させるとともに、特別支援教育の更なる質的な充実を行うことが必要です。中でも幼稚園、高等学校において、特別支援教育を推進するための体制整備は、喫緊の課題です。

- 特別支援学校には様々な障害の種類に対応した高い専門性や、地域のセンター的機能の一層の充実が求められています。一方、特別支援教育の理解、啓発が進み、特別支援学校における教育への信頼が強まることにより、児童生徒数が増加する傾向が続いている。
- 早期からの教育相談・支援、就学指導、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援について学校、家庭、関係機関が連携して支援計画を作成することが必要です。
- 障害の重度・重複化、多様化の中、LD（学習障害）等通級指導教室の設置、特別支援学校への看護師配置、通常の学級に在籍する発達障害の子どもへの巡回指導及び分かりやすい授業づくり等、多様な障害特性に応じた取組を推進しています。
- 特別支援学校や小・中学校の担当教員だけでなく、通常の学級担任の専門性向上のための研修を実施しています。
- 特別支援教育への理解・啓発のため、冊子の作成配布やセミナーの開催等に取り組んでいます。
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を、学校内や特別支援学校との間で、年間計画に基づいて推進しています。
- 特別支援学校では、現場実習等での経験を踏まえて、卒業後の進路確保に向けた取組を推進しています。また、関係機関との連携により「特別支援学校生徒進路対策協議会」を開催し、現場実習先の確保や職域の拡大等進路指導の充実を図っているほか、卒業後の相談支援にも積極的に取り組んでいます。

- 特別支援学校においては、中学部から社会自立に向けた教育を進めるとともに、和歌山盲学校、和歌山ろう学校の専攻科及び特別支援学校高等部においては、現状の指導や施策の成果を踏まえつつ、時代のニーズに応じた職業教育の一層の充実が求められています。
- 障害のある乳幼児の育成において、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り将来の社会参加を促進するため、早期療育と指導訓練は非常に重要です。
特に、発達障害等で明確な診断ができなかったり、障害があるが家族がそれに気づかず適切に対応できなかったり等の、十分な支援につながっていないケースの解消を図る必要があります。
- 療育については、可能な限り身近な地域で適かつ専門的な療育指導を受けられる環境が望まれます。
障害児（者）地域療育等支援事業等により、障害のある児童とその家族への支援を行っていますが、地域における療育等の更なる支援体制の整備・充実が求められています。

《 基本的方向 》

- ◎ 障害のある子ども一人一人のニーズに応じ、関係者による共通理解のもと、障害の早期発見、早期療育への取組や、効果的な就学相談活動を行えるよう、幼稚園、保育所、福祉・医療・教育等関係機関が利用者本位の視点でネットワークの構築を図ります。
また、施設等の機能を活用し、地域における療育を支援します。
- ◎ 発達障害を含む障害のある子どもに対する、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した相談・支援体制の整備充実を図ります。
- ◎ 地域における特別支援教育を推進するため、小・中学校等の教員に対する支援や、特別支援教育に関する相談対応、情報提供を行う等、特別支援学校のセンター的機能の充実を図ります。
- ◎ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指すため、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育のより一層の推進を図ります。

《 具体的施策 》

（1）教育施策の充実

①就学指導の充実

- 障害のある子どもが、教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を受けられるよう、市町村教育委員会との連携を図り、適切かつ丁寧な就学指導を推進します。

②特別支援教育の推進

- 学校関係者、保護者、県民に対して、インクルーシブ教育システムを含む特別支援教育への正しい理解が深まるよう、理解・啓発を進めます。

- 発達障害を含め、様々な障害のある児童生徒や、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する特別な配慮をする幼児児童生徒に対し、一人一人の教育的ニーズと自立・社会参加の視点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある学習機会の整備・充実を図り、それぞれの特色を活かした適切な教育や指導を行います。

- 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等へ派遣し、校内支援体制づくり、指導法、支援の在り方等について総合的に指導・助言する体制の充実を図ります。

- 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校において、特別な支援を必要とする幼児児童生徒を支援するため、校内委員会の活用を図るほか、先進的な事例の収集や幼児児童生徒の実態把握や指導に対して助言を行う専門家の招聘を図ります。

また、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、個別指導や少人数指導など、個に応じた指導体制を充実させるとともに、保護者や全ての教員が連携し、共通理解のもと、校内全体で一貫した支援を行えるよう体制整備に努めます。

- 難病の子どもたちを含め、障害のある児童生徒の実態や障害特性を理解することは、個に応じた適切な教育を実施する上で重要です。

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における特別支援教育の一層の推進を図るため、教員全員の障害についての基礎的な理解を促進する等、教員研修の改善・充実に努めます。

③教育相談体制の整備

〈関係機関との連携〉

- 障害のある子どもに対し、関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うために、教育上の指導や支援を内容とする「個別の教育支援計画」を作成します。

〈特別支援学校における教育相談体制の整備〉

- 特別支援学校において、地域の幼稚園、保育所、小学校・中学校等に対し、教員や保護者への相談支援を行い、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う体制の充実を図ります。

④多様な教育の充実

〈障害の重度・重複化、多様化への対応〉

- 障害のある児童生徒の視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた個別の指導計画を作成し、自立と社会参加に向けたきめ細かい指導など、支援の充実を図ります。

〈交流教育の充実〉

- 特別支援学校において、「開かれた学校づくり」を推進するとともに、家庭や地域の人々の協力を得て、小学校、中学校及び高等学校との交流学習を進めます。また、児童生徒の経験を広め、積極的な態度を育成するとともに、社会性や豊かな人間性をはぐくむよう体験学習の充実に努めます。
- 地域住民等の障害に対する理解を促進するため、「すべての子どもに豊かな教育を」のパンフレットの配付等により、啓発に努めます。

⑤職業教育及び進路指導の充実

- 生徒の自立や社会参加を促進するため、和歌山盲学校、和歌山ろう学校の専攻科及び特別支援学校高等部の職業教育の充実を図るとともに、就職先の開拓、産業現場等での実習の受入、企業等への理解・啓発に努めます。
- 特別支援学校、県教育委員会、関係部局、公共職業安定所（ハローワーク）等で構成する「特別支援学校進路対策協議会」など、関係機関の連携を一層推進し、ネットワークの構築を図ります。

⑥教育諸条件の整備

〈教職員の資質の向上及び専門性の確保〉

○ 障害のある児童生徒の自立と社会参加を視野に入れ、教育的ニーズに的確に答えるため、最適な県内全ての教員が特別支援教育に関する基礎的知識を持ち、専門性を向上させるため具体的かつ実践的な研修を実施します。

○ 教職員の資質及び指導力の向上を図るため、大学への国内留学や国が実施する長期、短期研修会への派遣を推進します。

また、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率のより一層の向上に努めるとともに、特別支援学校や幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の特別支援教育コーディネーターの養成、通級指導教室担当教員等、各地域における発達障害のある児童生徒の指導の中核となる教員の養成に努めます。

〈施設整備〉

○ 特別支援学校において、児童生徒が安全・快適で充実した学校生活を送れるよう、施設・設備の整備や工夫に努めるとともに、防災訓練等で確認された避難に支障のある箇所の改修など安全面に配慮した改善に努めます。

○ 特別支援学校を、地域の小・中学校等に在籍するLD・ADHD高機能自閉症等の児童生徒の指導に関する助言・相談等を行うなど特別支援教育における「センター的機能」の強化を図ります。

○ 小学校、中学校及び高等学校において、障害のある児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、スロープの設置等施設のバリアフリー化を推進します。

⑦放課後等における学習機会の充実

〈障害のある人の地域活動の環境整備〉

○ 放課後や長期休業中の過ごし方について、教育委員会、学校、地域社会が連携を図り、障害のある子どもたちが社会の一員として主体的に活動し、自立し、社会参加するための基礎となる「生きる力」を培うことをめざし、自らボランティア活動に参加したり、学校施設等において、文化、芸術、スポーツなどの様々な活動に参加する機会の充実を図ります。

⑧地域社会における学習環境の充実

○ 市町村、高等教育機関、生涯学習関連団体等と協力して、障害の有無にかかわらず、誰でも学べる機会の情報提供や交流・発表の場を提供するなど、生涯学習の支援に努めます。

- 県内各地域において、教養、健康・体力、趣味・芸術等多様な講座の実施に努めます。
また、障害のある人もない人も共に学ぶことを原則とするインクルーシブ教育システムの導入も含め、講座の実施に際しては、指導者、施設・設備など、障害のある人が参加しやすい環境の整備に努めます。
- 図書館等において、対面朗読、録音図書、拡大読書器、自動書籍朗読システム設置、図書の無料郵送貸出など、利用者のニーズに対応した学習サービスの充実を図ります。

(2) 療育施策の充実

〈相談・指導体制の確立〉

- 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター及び紀南児童相談所を障害のある子どもの専門的な療育相談の中核的機関として、医師等の専門職員の確保、研修等による職員の資質向上を図るとともに、市町村、保健所、医療機関、教育関係機関、福祉施設等と連携を強化して、身近な地域で専門的相談を実施できるよう相談機能の充実を図ります。
- 乳幼児の健康診査等を活用し、保護者の障害受容等にも配慮しながら、障害のある子が必要な支援を受け、母子保健から福祉・教育・医療へ、切れ目なく円滑につながるよう、関係機関の連携体制・相談体制の充実を図ります。
- 発達障害等のある子どもに対する適切な対応を図るため、教育、福祉、保健、医療等関係者への研修、専門スタッフの確保等により、療育の充実に努めます。

〈介護負担の軽減〉

- 家族の介護負担の軽減を図るため、ホームヘルプサービス（訪問介護）やショートステイ（短期入所）の充実を図ります。
- 夏休み中の障害のある児童生徒の日中活動の場を提供し、当該児童生徒の健全育成及び介護負担の軽減を図るため、放課後等デイサービスや市町村が実施する日中一時支援事業等の取組を積極的に支援します。
- 障害のある幼児の幼稚園への就園機会の拡大と保護者の経済的負担軽減を図るため、私立幼稚園に対して助成措置等支援を行います。

〈サービスの総合的充実〉

- 在宅の障害児（者）の地域での生活を支援するため、福祉施設の職員、機能を活用して、巡回や外来による療育相談・指導、健康診査等を行う障害児（者）地域療育等支援事業の充実を図ります。
- 障害のある子どもの障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図るため、通園により、日常生活の訓練や集団生活への適応訓練等を行う障害児通所支援の充実を図ります。
- 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部又は全部を助成し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。
- 障害のある幼児の心身の発育・発達を図るため、保育所、幼稚園において円滑な受入体制の充実を図るなど幼児の受け入れ等を支援します。
- 保護者が労働等により専門家庭にいない児童に遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）において、障害のある児童の利用を促進します。

〈療育機能の充実〉

- 障害児通所支援事業所を就学前の早期療育の重要な場として位置づけ、社会ニーズに応じた施設機能の強化等に努めます。
- 保育所等の日常生活の場での気づきを障害の早期発見の取組につなげるため、児童発達支援センター等の専門機関が保育所等を支援する体制をつくります。
- 障害児入所施設等が障害のある児童に対して、将来社会に適応し、独立自活を営むことができるように、必要な支援を行います。

〈専門職員の養成・研修〉

- 施設職員等の療育技術の向上を図るため、療育にかかる各種の研修活動等への支援や参加を促進します。

2 雇用・就労

《 現状と課題 》

- 障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害のある人の就労を支援することが極めて重要であり、また、障害のある人、保護者、教員及び福祉施設職員等が「就労」に対する意識を高めていくことが必要です。

そのため、障害のある人の一般就労対策として、各公共職業安定所（ハローワーク）において、障害の種類や程度等障害のある人の特性に配慮した職業相談、職業紹介等の就職支援が行われています。

- また、県内7か所の障害者就業・生活支援センターにおいて就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行っています。

このほか和歌山障害者職業センターでは、障害のある人に対する職業相談や職業評価など個々の障害特性に応じた専門的な支援を行うとともに、事業所にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、障害のある人や事業主に対して、雇用及び職場定着に向けた直接的、専門的な援助を実施しています。

- しかしながら、障害のある人の一般企業等への就職は厳しい状況にあり、県内の障害福祉サービス事業所等を退所した人のうち、一般企業等へ就職した人の割合は、平成23年度で2.0%と全国平均（3.6%）と比較して低い状況にあります。また、特別支援学校から、直接、一般企業等へ就職した生徒の就職率でみても、平成23年度の12.6%に対し、全国平均（24.3%）と比較して低い状況にあります。

- 本県の民間企業における平成25年6月1日現在の障害者実雇用率は、2.03%で法定雇用率（2.0%）、全国平均（1.76%）を上回っているものの、法定雇用率を達成している県内企業は約6割に留まっています。

- また、県内地方公共団体における障害者の実雇用率は、県の機関で2.61%、（法定雇用率2.3%）と法定雇用率を達成しているものの、県教育委員会の機関で2.10%（法定雇用率2.2%）、市町村の機関で2.09%（法定雇用率2.3%）となっています。

平成25年度から法定雇用率が引き上げられたことから、和歌山労働局等関係機関との連携を強化し、企業関係者等への障害者雇用に対する理解啓発や現場実習の受入事業所の新たな開拓などを一層推進するとともに、障害者就業・生活支援センターを核とする各地域における障害のある人の就業支援体制の充実・強化が求められています。

- 他方、一般就労の困難な人には、就労継続支援事業所等の福祉的な就労の場の確保とその活動の活性化を図るための支援が必要です。また、福祉施設における平成24年度の月額平均工賃は、15,377円で、これまで以上に福祉的就労の場における工賃水準の向上が課題です。
- また、その障害特性ゆえに就労に大きな困難をかかえている発達障害のある人については、専門機関の連携による就労支援体制の整備が求められています。

《 基本的方向 》

- ◎ 一般企業への就労促進や福祉施設の工賃水準の向上を図るために、就労支援に関する具体的な行動計画である「和歌山県障害者就労支援計画」に基づき、労働、保健、福祉、教育等の関係機関が連携した支援体制を構築し、就労移行支援・就労継続支援等の障害福祉サービスの充実や職業訓練の充実、企業等への啓発、官公需の促進等、障害のある人の就労支援策を総合的に推進します。

また、発達障害のある人の障害特性に対応した就労支援ノウハウの開発を推進します。

- ◎ 本県においては、障害のある人の雇用を推進するとともに、市町村に対して障害のある人の雇用について、働きかけを行います。

《 具体的施策 》

(1) 雇用の場の拡大

〈障害者雇用率の向上に向けた取組〉

- 障害者雇用に対する理解と関心を深め、障害者雇用の促進を図るため、和歌山労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山障害者職業センター等と連携して、街頭キャンペーンなど、事業主等への広報・啓発活動を推進するとともに、障害者雇用率制度の周知や環境整備のための各種支援制度の広報・活用促進に努めます。
- 事業主と障害のある人の相互の理解を深めることにより常用雇用を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）が行う障害者トライアル雇用制度や障害者短時間トライアル雇用制度の活用を促進します。
- 県では、障害のある人が安心して働き、能力を十分に発揮できるように、職場研修の充実等職場環境の整備に努めます。また、職員採用試験の実施に際し、点字による試験の実施など、障害特性に応じた配慮に努めるとともに、身体障害者や知的障害者を対象とした職員（非常勤職員を

含む。）の採用試験を実施するなど障害のある人の雇用を推進します。

- 事業所及び市町村に対しては、和歌山労働局と連携して、雇用勧奨を行い、障害のある人の雇用を促進します。
- 障害のある人の就労を促進するため、建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式による入札や指定管理者の選定にあたり、法定雇用障害者数を超える障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮するなど、障害のある人の雇用に努める企業等を支援します。
- 障害者用自動車の購入費用や、就職するために必要な知識、技能を習得するための経費等を貸し付ける「生活福祉資金」制度の周知を図り、適正な運用に努めます。
- 第3セクター方式による重度障害者多数雇用事業所を活用して、重度障害者の雇用の場の確保を図ります。

（2）総合的な就労支援施策の推進

①意識改革の促進

〈障害のある人、保護者、教員、福祉施設職員等の意識改革の促進〉

- 障害のある人や保護者の就労に対する意識の向上を図るため、啓発活動を推進します。また、就労支援の必要性や福祉施設の役割等について理解を深めてもらうため、研修の実施等により、教員、施設職員等支援者の意識改革を促進します。

②職業リハビリテーション等の推進

〈労働、保健、福祉、教育等の連携強化〉

- 就労と日常生活、社会生活の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターを地域の核として、和歌山労働局等労働関係機関、教育、保健、福祉関係機関の連携強化を図り、職業相談から職場定着に至る一貫した支援体制を整備します。
- 障害者就業・生活支援センター等において、就職後のフォローや余暇活動などの支援を行うことにより、継続した就労定着支援に努めます。

〈ジョブコーチの活用〉

- 障害のある人の職場環境への適応を支援し職場定着を図るため、ジョブコーチ（職場適応援助

者）の活用を促進します。

また、県では障害者就労支援のため、ジョブコーチを補完するジョブサポーターの養成など、体制の充実に努めます。

③一般就労支援策の充実

〈特別支援学校卒業生の一般就労の促進〉

- 障害のある生徒の希望や能力に応じた一般就労を促進するため、特別支援学校では、職業教育や早い段階からの系統的なキャリア教育をより一層推進します。また、一般就労促進に向けた企業関係者や保護者への理解・啓発活動を進め、各関係機関との連携体制を効果的に活用し、引き続き現場実習先や就職先の開拓及び卒業後の職場定着支援に努めます。

〈高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある生徒への就労支援〉

- 高等学校においては、和歌山県発達障害者支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携体制を効果的に活用し、発達障害を含む障害のある生徒の障害特性に応じた就労支援に努めます。

〈発達障害のある人の就労支援〉

- 成人期の発達障害のある人の就労支援を行うため、和歌山県発達障害者支援センターと障害者就業・生活支援センター等による発達障害者の就労支援チームを構築し、就労支援の強化を図ります。

〈難病患者に対する就労支援〉

- 和歌山県難病・子ども保健相談支援センターにおいて就労に関する講演会や「難病患者の就労に関する機関連絡会議」を開催し、公共職業安定所（ハローワーク）等の労働機関等関係機関と連携を図りながら就労支援の充実を図ります。

〈就労移行支援サービスの充実〉

- 障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所等の充実を図るとともに、短時間労働や在宅就労等、一人一人の障害特性にあった支援を実施します。

④職業能力開発

〈公共職業能力開発施設の受入の促進、体制整備〉

- 県立和歌山産業技術専門学院に設置した知的障害者を対象とした訓練科におけるカリキュラム等の充実を図ります。

また、能力開発機会を広く提供し、就労を促進するため、地域の民間教育訓練機関や企業などを活用し、障害のある人の態様に応じた多様な委託訓練の充実に努めます。

- 一般就労を促進するために、知的障害のある人と発達障害のある人を対象とした介護職員初任者資格取得のための研修を実施します。
- 障害のある人等が技能習得に専念できるよう、職業訓練期間中、訓練手当を支給して、職業訓練の受講機会や就業機会の拡大に努めます。

〈職場適応訓練の充実〉

- 障害のある人が技能を習得し作業環境に適応できるよう、事業主に訓練を委託し、訓練終了後その事業所に就職することを目的とする職場適応訓練の充実を図ります。
- 県の機関における職場実習の受入人数を拡大するとともに、民間企業等における実習受入を奨励し、実習経験者の増加を図ります。

⑤福祉的就労の場の確保・充実

〈就労継続支援サービスの充実〉

- 一般就労が困難な障害のある人の福祉的就労の場の確保・充実を図るため、就労継続支援事業所、特に一般企業に近い形態で運営している就労継続支援A型の充実を図ります。
- 就労継続支援事業所の運営の安定化と障害のある人の活動意欲の向上を図るため、事業所の工賃水準向上に対する意識改革を促進し、目標工賃等のデータを活用した経営指針の作成や販路開拓等の支援を推進します。

〈受注の確保・拡大支援〉

- 障害者優先調達法に基づき、福祉施設における仕事の発注拡大を図るため、県における物品の購入や役務の提供について、優先発注を行うとともに、企業、市町村や国の関係機関等に対して啓発を推進します。

〈福祉的就労に関する教育支援〉

- 特別支援学校においては、一般就労が困難な生徒に対し、在学中から卒業後まで一貫した教育的支援を図るため、個別の教育支援計画等を活用し、継続的かつ効果的な支援を推進します。

⑥雇用の場における障害者の人権擁護等

- 企業等において、障害の有無に関わらず採用・待遇等の面で均等な機会の確保等を図り、障害を理由とした人権侵害を防ぐとともに、障害のある人に対する理解が促進されるよう、企業・団体等に対する研修機会等の充実や（公財）和歌山県人権啓発センター、労働等関係機関と連携した啓発・広報、相談体制の充実を図ります。

和歌山県障害者就労支援計画の概要

★計画の趣旨・位置づけ

一般企業等への就労促進や障害者就労施設における高工賃の確保により、障害のある人の経済的自立を促進するため、平成26年度の目標及びその目標達成のための具体的な支援の方策を定めたものであり、障害者総合支援法に基づき策定した「和歌山県障害福祉計画」における障害者就労施設利用者の就労支援に関する方策の具体的な行動計画として位置づけるものです。

★計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3年間

★平成26年度の目標

(1)障害者就労施設利用者の一般就労への移行

【目標値】障害者就労施設を退所して一般就労した者の数

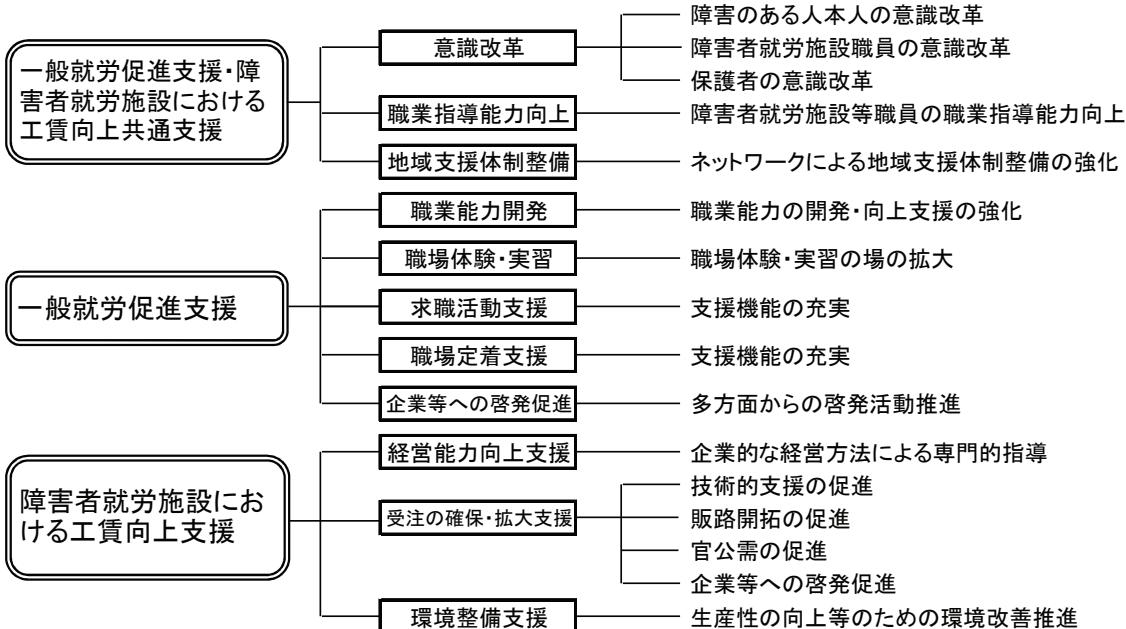
平成15年度の状況	平成26年度の目標
年間6人	年間60人(10倍)

(2)障害者就労施設における工賃水準の向上

【目標値】障害者就労施設における平均工賃月額

平成18年度の平均実績	平成26年度の目標
月額 12,045円	月額22,000円以上

★施策体系



III 安心して暮らせる生活基盤整備

1 生活支援

《 現状と課題 》

- 市町村相談支援事業の機能強化や各圏域の地域自立支援協議会（福祉、保健、医療、教育、労働等の各分野の関係機関の連携により、障害のある人の地域生活を支援する協議会）の活性化を図るため、圏域アドバイザーの派遣や研修の実施などにより、相談支援体制整備を進めてきました。

今後、相談支援体制の一層の充実に向け、相談支援従事者の資質の向上を図るとともに、ライフサイクルを通じた切れ目のない障害福祉サービスの利用援助や社会資源を有効に活用する支援体制の充実が求められており、その中核となる地域自立支援協議会の機能の一層の強化が必要です。
- 判断能力が十分でないために、詐欺等の犯罪や消費者トラブルに巻き込まれる障害者が増える中で、権利擁護の一層の充実を図るため、日常生活自立支援事業をすべての市町村社会福祉協議会で実施するとともに成年後見制度の普及に向けた取組を進めています。
- 地域における障害のある人の生活を支援するため、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等の障害福祉サービスや相談支援サービス等の基盤の量的・質的な充実が求められており、今後、需要を的確に把握し、計画的に整備する必要があります。
- 障害のある人やその家族からの多様な相談に応じ、より質の高いサービスを提供するため、障害の特性や多様なニーズ等に対応できる専門的な知識をもった人材の養成確保を図る必要があります。
- 障害のある人の移動や生活支援のため、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬に対する県民の理解を促進し、より一層の普及を図ることが必要です。
- 身体に障害のある人の身体機能を補完又は代替する補装具や身体に障害のある人が日常生活や社会生活を容易に送るための日常生活用具については、新たな製品の品目の拡大や追加が求められています。また、歩行訓練やパソコン訓練、生活訓練についても継続した取組が求められています。

- 精神科病院の入院患者のうち退院可能な人の地域移行を促進するため、入院中から退院後までサポートする障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスである地域移行・地域定着の活用を推進しています。

しかし、地域における偏見や地域生活を支えるサービスの不足等から、地域移行が困難となることもあります、今後は退院後の居住の場としてのグループホームや日中活動の場としての就労支援等のサービスの充実が求められています。

- 発達障害については、家族を含め、支援従事者の障害特性に対する理解が十分浸透していないため、発達障害児者が適切な配慮を受けられない状況にあります。

家族や支援従事者に対する専門的な見地からの助言を行うとともに、社会全体で障害を理解し、関係機関が連携して支援体制を整備する必要があります。

- 発達障害の専門機関である和歌山県発達障害者支援センターは、和歌山市を拠点に希望に応じて県内の巡回相談を行っています。また例えば、田辺市においては発達障害を含めた相談窓口を設置し、地域自立支援協議会を核に相談支援体制の整備を進めるなど、地域における相談体制の整備も進められています。今後、発達障害のある人が、県内どこに住んでいても必要な専門的支援を受けられるよう支援体制の整備が必要です。

- 高次脳機能障害については、受傷・発症後、身体的な後遺症を残さない場合があること、また社会的認知が進んでいないことから、障害のあることが周囲に気づかれず、必要な配慮を受けられないことがあるため、医療、福祉、就労等の関係機関が連携し、包括的かつ総合的な支援体制を確立する必要があります。

- 障害のある人が日常的にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて自立と社会参加を実現できるよう、障害者スポーツ大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会へ選手団を派遣しています。また、レクリエーション活動を通じて障害のある人が多くの人と交流し、健康を増進できるよう、その活動機会を提供しています。

今後、障害のある人のスポーツレクリエーション活動の一層の普及促進を図るため、障害のある人が円滑に利用できるスポーツ施設を整備するとともに、スポーツ指導員やボランティアのさらなる養成に取り組むことが必要です。

- 文化祭や地域のイベントの場などで障害のある人の作品の展示や販売など様々な機会を通じ、障害のある人との人が交流し、お互いの理解を深め、思いやりのある明るいまちづくりが推進されています。

また、地域活動支援センターなどの日中活動の場で、音楽、絵画、手工芸等の様々な創作活動

が行われています。

このほか、障害のある人が様々な文化に親しむ機会を提供できるよう、県の文化的施設について、入場料の割引やバリアフリー整備が行われています。

今後とも、障害のある人が、地域社会の一員として、創作活動やレクリエーション等様々な活動に参加できるよう機会の拡大を図るとともに、それを支えるボランティア活動等を一層支援する必要があります。

《 基本的方向 》

- ◎ 障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、障害福祉サービス等の基盤を整備するため、「和歌山県障害福祉計画」を着実に推進し、個々の障害の特性に応じたサービスの提供ができるよう、サービス従事者の養成・確保や資質の向上を図ります。
- ◎ 地域で生活する障害のある人の多様なニーズに対応し、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援の充実を図るため、市町村における相談支援従事者の資質向上を図るとともに市町村障害者相談支援事業の充実や地域自立支援協議会の機能強化を促進します。
- ◎ 障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設を、地域で生活する障害のある人の支援の拠点として位置づけ、その機能を活用したサービスの提供や住民に対する理解啓発等の取組の充実を図ります。
- ◎ 精神科病院の入院患者のうち退院可能な人の地域移行・地域定着を促進するため、精神科病院、相談支援事業所等の連携による体制整備を進めます。
また、地域における自立した生活を支援するため、在宅サービスや相談支援体制の充実を図るとともに、精神疾患や精神障害についての県民の理解を深めるための啓発に取り組みます。
- ◎ 発達障害児者とその家族が安心して地域生活を送れるように、和歌山県発達障害者支援センターによる専門的な支援を充実するとともに、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関による総合的な支援ネットワークの構築に努めます。
- ◎ また、発達障害のある人が、身近な地域で必要な専門的支援を受けられるよう、各地域で発達障害に関わる支援者等の専門性を高めるための取組を推進します。
- ◎ 高次脳機能障害者に対する支援体制を確立するため、専門的な相談支援等を行う支援拠点を核に、関係機関との連携により包括的・総合的な支援を実施します。

◎ 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活訓練等を実施するとともに、身体障害者補助犬の利用を促進します。

◎ 障害のある人が、障害のない人と同じようにスポーツや文化活動を楽しむことができるよう、施設のバリアフリー化や各種スポーツ大会の開催等を推進し、スポーツや文化芸術に親しめる環境を整備するとともに、それぞれの障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員やボランティアの養成、確保に努めます。

また、障害のある人とない人がともにスポーツ・文化活動やレクリエーション等を楽しむ機会の拡大に努めます。

◎ 障害のある人が地域において安心して生活ができるよう、障害者虐待防止法に基づく虐待の防止と権利擁護に向けた取組を進めます。

《 具体的施策 》

（1）相談支援体制の整備

①身近な相談支援体制の整備

〈地域自立支援協議会を核とする相談支援体制の整備〉

○ 障害のある人の多様なニーズに応え、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援の充実を図るため、地域自立支援協議会を中心として、福祉、保健、医療、教育、雇用等の関係機関の連携を強化するとともに、就労や精神に障害のある人の地域移行等の分野別課題の解決に向け、同協議会における専門部会の設置を支援する等、地域自立支援協議会の機能強化を促進します。

〈ピア・カウンセリング活動の充実〉

○ 障害のある人やその家族からの多様な相談に応じられるよう、研修等を通じ、身体障害者相談員や知的障害者相談員の資質の向上に努めるとともに、市町村の相談支援窓口や民生委員・児童委員等との連携を図るなど、地域での身近な相談体制の充実を図ります。

○ 障害のある人やその家族が自身の体験を生かして相談援助を行うピア・カウンセリング事業を支援します。

〈地域での見守り活動の充実〉

- 地域見守り協力員制度による地域の見守り活動等の取り組みを支援するとともに、市町村に対して、民生委員・児童委員、自治会、市町村社会福祉協議会との役割分担と連携による障害のある人の地域生活を支える仕組みづくりを提案するなど、その取組を促進します。

〈福祉サービスについての情報提供の促進〉

- 指定障害福祉サービス事業者の提供サービスや提供地域等の基本情報については、全国共通のWAM NETシステム(<http://www.wam.go.jp/shofukupub/>)、市町村や相談支援事業所等を通じて提供します。

②専門的な相談支援体制の充実

- 専門的な相談支援体制の充実を図るため、障害者就業・生活支援センター、和歌山県発達障害者支援センター、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター、紀南児童相談所、和歌山県精神保健福祉センター、和歌山県難病・子ども保健相談支援センター及び和歌山県地域定着支援センターの相談機能の強化を図るとともに、各センター間、障害児（者）地域療育等支援事業及び市町村をはじめとする福祉、保健、医療、教育等の関係機関との連携を強化します。

- 難病患者やその家族の療養や日常生活における様々な不安や困難の解消を図るために、和歌山県難病・子ども保健相談支援センター及び保健所における相談支援機能の充実を図り、同センターを中心として、療養相談、情報提供や訪問相談等を実施します。

さらに、重症神経難病患者に対して、高度かつ専門の医療や療養支援サービスを提供するため、医療機関や行政機関等からなるネットワークの充実を図ります。

- 発達障害児者に対して、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を行うため、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関によるネットワークである地域自立支援協議会に和歌山県発達障害者支援センターが参画し、専門的な見地からの助言とコンサルティングを行います。

- 和歌山県発達障害者支援センターの研修やコンサルティングにより、保健師や教員等、発達障害に関わる支援者等の専門性を高めるとともに、ペアレントメンターを養成し、その活動支援を行うことで、発達障害児者やその家族がより身近で気軽に相談できる環境づくりを進めます。

- 高次脳機能障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、高次脳機能障害支援普及事業拠点機関に支援コーディネーターを配置し専門的な相談支援を行うとともに、関係機関との連携強化、支援手法等に関する研修及び県民の理解を促進するための普及・啓発事業の実施等、高次脳機能障害のある人や家族に対する支援体制の確立を図ります。

- 和歌山県地域定着支援センターにおいて、高齢又は障害のあることにより福祉的な支援を必要とする刑務所等の出所予定者等について、福祉サービス等につなげる準備を関係機関と連携して行い、司法と福祉が連携して社会復帰を支援し再犯防止に努めます。

また、被疑者・被告人等となった障害者等に対して、改善・更生に向けた適切な環境や福祉的手立てを整え、円滑な社会復帰につながる支援を行います。

(2) 人権擁護の推進等

① 障害者の人権擁護体制

〈人権啓発の推進〉

- 人権を基本とした障害福祉サービス等の提供及び障害のある人の人権擁護を推進するため、障害福祉サービス従事者等を対象とする人権研修の充実を図ります。
- 障害者差別解消法に基づき、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止について具体的な対応を定める対応要領の策定などを進めるほか、市町村にも働きかけを行うなど、障害者に対する差別やその他の権利侵害を防止するための体制整備等を進めます。

〈精神科医療における人権の確保〉

- 精神科病院の入院患者の人権に配慮した医療の確保を図るため、患者の処遇等について、精神科病院に対しての実地指導や実地審査の充実を図るとともに、精神科病院が取り組む人権擁護委員会の充実や精神保健福祉士の増員など、精神障害者人権施策を推進します。

〈相談体制の充実〉

- 人権に関する相談体制の充実を図るため、県企画部人権局、振興局、（公財）和歌山県人権啓発センター等において、人権に関する様々な電話相談や弁護士による相談を実施するとともに、市町村、関係団体、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が受けた人権相談のうち法律案件について弁護士による相談支援を実施します。

② 虐待防止体制の整備

〈虐待の防止〉

- 障害者虐待防止法の施行に伴い、市町村障害者虐待防止センター及び県障害者権利擁護センターを設置し、通報受付による虐待の早期発見・早期対応に努めます。

- 地域自立支援協議会に専門部会を設置し、虐待事例への対応等について検討を行うなど、各圏域における虐待への意識向上や共通認識を図るための取組を促進するほか、市町村や障害福祉サービス事業者等を対象にした虐待防止のための研修を実施します。また、医師会、病院協会、警察本部等との連携を図り、虐待の早期発見と拡大防止に努めます。
- 指定障害福祉サービス事業者が、国の定める基準等に照らして事業を適正に運営しているか、必要な調査・指導を実施し、是正・改善すべき事項がある場合には厳正に対処するとともに、人権擁護推進員の配置を進め、福祉サービスの向上や虐待の防止等に努めます。

③自立のための制度

〈日常生活自立支援事業の利用促進〉

- 判断能力が十分でないため、適切なサービスを選択・利用することが困難な障害のある人に対して、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業の普及に努めるとともに、生活支援員等従事者の資質の向上に努めます。

〈成年後見制度の利用促進〉

- 判断能力が不十分な人に対して、財産管理等の法律行為を行う成年後見制度の活用を促進するため、県社会福祉協議会が設置する和歌山県成年後見支援センターと連携し、制度の周知に努めます。

(3) 障害福祉サービス等の充実

①訪問系サービスの充実

- 障害のある人が身近な地域でホームヘルプサービスを受けることができるよう、サービス提供体制の整備を促進するとともに、障害の特性に応じた専門性の高いホームヘルパーの養成に努めます。
- 障害のある人のニーズの多様化に対応したサービスを提供できるよう、重度訪問介護や行動援護等の専門的なホームヘルプサービスの充実を図ります。

②日中活動系サービスの充実

- 地域における障害のある人の日常生活の支援や訓練を行う生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援といった日中活動系サービスの基盤について、多様な事業者の参入を促進することにより着実な整備を推進します。
- 障害のある人が身近な地域でショートステイサービスを受けることができるよう、また、医療的ケアを必要とする利用者等の多様なニーズに対応できるよう、サービス提供体制の整備を促進します。
- 障害のある人が身近な地域で日中活動支援を受けることができるよう、地域活動支援センター等の市町村の地域生活支援事業の実施を支援します。

③居住系サービスの充実

- 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、需給状況等に応じた公営住宅の利用促進を図るとともに、グループホームの整備、地域住民の理解を促進するための啓発活動、不動産事業者との提携による物件情報の提供等を行うことにより、居住系サービスの質的・量的な充実を図ります。
- 障害者支援施設（入所施設）については、施設利用者の地域移行促進の観点から、既存施設の定員の見直しを促進するとともに、真に施設入所支援が必要な利用者に環境面で質の高いサービスを提供できるよう、老朽化施設の大規模修繕を促進します。
- 障害者支援施設の生活の質の向上を図るため、利用者のプライバシーに配慮した生活空間が確保されるよう、居室の個室化等居住環境の向上に努めます。
- 障害のある人の重複化・高齢化にも対応できるよう、地域における支援の中核として、地域支援の機能強化を図ったグループホームや入所施設を活用するなどにより地域における支援体制の充実を図ります。

④施設機能の再構築

- 日中活動系の障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設の機能やノウハウを利用して、グループホームのバックアップ機能の充実や余暇活動の支援など、障害のある人の地域での生活支援を促進します。

⑤障害のある児童生徒支援の充実

- 障害のある児童生徒が、子ども・子育て支援法に基づく給付や教育・保育等の措置を利用できるようにするために必要な支援を行います。
- 児童福祉法に基づき、障害児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、障害児の発達段階に応じて、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービス等の適切な支援を提供します。

⑥難病患者に対する在宅サービスの充実

- 難病患者やその家族を支援するため、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスの提供体制の整備を支援します。

⑦自立及び社会参加の促進

〈日常生活又は社会生活の訓練〉

- 生活行動訓練や歩行訓練など、障害の特性に応じた各種生活訓練を実施します。

〈外出のための移動支援〉

- 障害の特性に応じて適切に対応できるガイドヘルパーの確保を図るため、必要な知識や技能習得のための養成研修を実施するほか、市町村による移動支援事業を促進します。
- 公共交通機関の発達していない地域における、障害のある人の円滑な移動を支援するため、福祉有償運送導入に向けての道路運送法に基づく運営協議会の設置について、市町村を支援します。
- 聴覚障害のある人の自動車の運転免許取得を支援するため、今後も、継続して職員に対する手話講習を実施するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

〈身体障害者補助犬の利用促進〉

- 盲導犬を始め、介助犬、聴導犬の育成給付を推進するとともに、県民の身体障害者補助犬に関する理解を促進するため、広報・啓発活動を推進します。

（4）障害のある人の地域移行・地域定着の促進

- 施設に入所している障害のある人や精神科病院に入院している人のうち退院可能な人の円滑な地域移行を進めるため、障害者総合支援法の地域移行・地域定着の活用を推進するとともに、地域自立支援協議会に専門部会を設置し、退所後・退院後の居住の場及び日中活動の場並びに就労支援策について検討を進めるとともに、サービス基盤の量的・質的な充実を図ります。
- 精神科病院の入院患者のうち退院可能な人の地域移行を促進するため、病院内外の専門職種がチームとなり退院に向けた包括的な地域支援プログラムを実施するとともに、退院を妨げる要因を分析します。
また、退院患者が自ら体験談を伝えたり、地域での啓発に取り組むピアソーターの育成と活動の推進を図るため、ピアソーター推進員を配置し、障害者支援に必要な技術や知識を提供します。
- 障害のある人が地域の中で地域の一員として暮らすことができるよう、正しい理解と認識を深めるための広報や地域交流に取り組むとともに、精神疾患や精神障害についての誤解や偏見をなくすため、「こころのフェスタ」や各地域における行事において、関係機関と連携して啓発活動を行います。

(5) 経済的支援

- 障害基礎年金、特別障害者手当等の給付制度や生活福祉資金の貸付制度について、県のホームページ、「県民の友」等により周知を図るとともに制度の適正な運用に努めます。

(6) スポーツ、レクリエーション、文化活動の振興

〈指導員の養成、確保等〉

- 障害者スポーツの普及を図るため、スポーツ指導員の養成・確保に努めるとともに、専門的知識や技術に関する研修会の開催等により、障害特性に応じた指導ができるようスポーツ指導員の資質向上に努めます。
- 障害者スポーツ振興の中核的役割を担う障害者スポーツ団体等の育成を図ります。
- 障害者スポーツを通じ、障害のある人への理解と共感の輪を広げるため、県社会福祉協議会やボランティア団体等関係機関・団体と連携を図りながら、障害者スポーツ大会等へのボランティアの参加を促進します。

〈スポーツ大会等の開催〉

- 県障害者スポーツ大会をはじめ、ゆうあいスポーツフェスタ、フレンドシップ、特別支援学校におけるスポーツ大会、精神障害者ソフトバレー・ボール大会などの各種大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣を行います。

〈国体を契機としたスポーツの振興〉

- 国民体育大会と同年に開催される第15回全国障害者スポーツ大会を契機として、県民の障害者スポーツに対する理解を促進し、公共施設等の整備促進やボランティア数の拡大など、障害のある人が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備・促進を図ります。

〈余暇活動の支援〉

- 障害のある人の地域生活の充実を図り、また、地域との交流を通じて相互理解を進めるため、障害のある人とない人がともにスポーツ教室や様々なレクリエーション教室等に参加する機会の拡大を図ります。

〈生涯スポーツの振興〉

- 障害の有無にかかわらず、誰でも、いつでも、気軽に生涯にわたってスポーツを楽しめ、心と体の健やかさを享受できる社会を実現するため、スポーツ競技団体、ボランティア関係団体等と連携し、スポーツを楽しむ機会を提供するとともに、スポーツ指導員、ボランティアの養成・確保を図ります。

〈文化活動の振興〉

- 俳句大会、囲碁将棋大会等の各種大会や、文化芸術活動において障害のある人が制作及び活動しやすい環境づくりを進め、創作活動等の成果発表については、字幕や音声案内サービスの提供等、障害者のニーズに応じた工夫・配慮が提供されるよう努めます。

(7) 福祉用具の普及及び利用促進

- 身体障害児者の日常生活を容易にし、自立と社会参加を図るため、義肢や装具、車いす等の補装具の給付事業を行います。
- 在宅の重度の障害児者の日常生活の便宜を図るため、市町村が実施する日常生活用具の給付・貸与事業について支援します。
- 身体障害者更生相談所において、補装具に関する相談等に適切に対応できるよう、研修等によ

り職員の資質向上を図ります。

(8) サービスの質の向上

- 福祉サービスの質の向上を図るため、サービス提供事業者による自己評価や第三者評価機関による客観的なサービス評価を促進します。
- 福祉サービスに関する苦情に適切に対応するため、事業者や県社会福祉協議会における苦情解決体制の充実を図るとともに、その周知に努めます。

(9) 人材の養成・確保

- 社会福祉の専門的相談・支援、介護等に従事する人材の確保を図るため、求人情報の提供、紹介・登録、個別相談等県福祉保健研修人材センターが実施する事業の充実を図ります。
- 障害の特性や多様なニーズ等に対応できる質の高い人材を養成、確保するため、専門知識や技能を有するホームヘルパーやガイドヘルパー等の養成を促進するとともに、サービス管理責任者研修等各種研修を実施し、その内容の充実を図ります。
- 事業者に対し、採用時研修、継続研修等について必要な指導助言を実施し、サービス提供職員の資質の向上を図ります。
- 障害者相談支援従事者の資質向上を図るため、継続的に研修を実施します。

2 保健・医療

《 現状と課題 》

- 障害の原因となりうる疾病等の予防・早期発見及び早期治療については、先天性代謝異常等の検査を実施し疾病の早期発見を図るとともに、周産期医療専門委員会を開催し安全な出産体制の確保と新生児搬送用車両の運行により新生児早期医療の改善や障害の発生の予防を行っています。

また、乳幼児とその保護者等を対象とした訪問相談や保健指導教室等を実施しています。

今後、出産から新生児、幼児に至る過程の中で、疾病等の予防・早期発見が障害の予防や軽減につながることから、保健、医療、福祉等の連携を図りながら、より一層保健施策を充実していくことが重要です。

- 各保健所においては、身体障害児やその家族等に対して、指導や訓練を実施していますが、今後、専門医療機関のスタッフの確保が困難な地域での療育支援体制の確立を図っていく必要があります。

- 健康づくり対策では、生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点をおいた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点をおいた対策が必要となっています。

本県では、「和歌山県健康増進計画」を策定して、県民の生涯にわたる健康づくりの推進を図っていますが、今後、県民みんなの健康づくり運動として展開していくためには、健康づくりへの意識の向上と取組みを一層促進する必要があります。

- 難病対策としては、小児慢性特定疾患治療に対する医療費助成が行われるとともに、和歌山県難病・子ども保健相談支援センターにおいて、情報提供や子どもの難病団体等への支援、育成が行われています。

また、特定疾患治療に対する医療費助成が行われているほか、障害者総合支援法により、難病患者等も障害福祉サービスの対象とされたことから、医療と福祉の連携が一層進むよう、各保健所、和歌山県難病・子ども保健相談支援センターと和歌山神経難病医療ネットワーク連絡協議会との連携を重視し、療養環境の整備を図っています。地域生活を支援するため、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスをより一層充実する必要があります。

- リハビリテーション医療については、保健、医療、福祉の様々な分野で提供されており、今後とも関係機関の連携をより深め、リハビリテーション医療の充実を図っていく必要があります。

県では、地域リハビリテーションを推進するための中核施設である「県リハビリテーション支援センター」として県立医科大学附属病院を、また、5老人福祉圏で「地域リハビリテーション広域支援センター」をそれぞれ指定しており、地域の実情に応じたリハビリテーションの提供に努めています。

- 精神疾患については、うつ病や認知症など、近年の患者の増加などを背景として、医療法に基づく医療計画における5大疾病の1つとして位置づけられたところです。
- 精神科救急医療体制においては、県内を3ブロックに分け終日対応可能な体制を整備したほか、県内の中核的な精神科病院である県立こころの医療センターにおいて、スーパー救急（精神科救急入院料）病棟を整備するなど、患者の社会復帰に向けた取組を行っています。今後はより身近なところで救急医療が受けられる体制の整備が必要です。
- こころの健康保持・増進のため、各保健所で「こころの健康相談」を実施し、また、和歌山県精神保健福祉センターで「こころの電話相談」を行っています。
特に、自殺については、更なる相談支援体制の充実など予防対策を一層強化するとともに、相談者本人や家族に対するきめ細かな支援が必要です。
- 「ひきこもり」は、自宅以外での生活の場が長期的に失われている状態であるため、しばしば本人の意思だけでは脱却が困難なケースがあり、ケースに応じて本人や家族への適切な支援を行う必要があります。
- 自殺やひきこもりが社会問題となる中、こころのケアや精神障害者の社会参加に取り組む精神保健福祉士の充足が課題であり、医療機関や行政機関へのさらなる配置が必要です。
理学療法士等の専門従事者については、今後、福祉分野でのニーズの変化や地域差等を見極めるとともに、理学療法士や作業療法士等の専門技術者の需給動向を把握する必要があります。
また、看護職員については、看護師等学校養成所における養成や再就業の促進等による継続確保に取り組んでいるところです。
今後、障害のある人の高齢化等により重要性の増す在宅医療に対応して、より質の高いサービスを提供するためには、訪問看護に従事する看護師等の確保や資質向上が必要です。
- 認知症の重症化を防止するため、認知症の早期発見から診断・治療、必要な支援につなげる医療の支援体制が必要です。

《 基本的方向 》

- ◎ 障害の原因となりうる疾病を予防するため、妊産婦に対する健康診査、周産期医療等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査等を引き続き推進するとともに、糖尿病等の生活習慣病の予防を推進します。
- ◎ 障害の原因となりうる疾病等の治療を行うため、専門医療、地域医療、在宅医療等の様々な医療の提供や、相談指導、訪問指導等の保健サービスを提供できる体制を整えるとともに、精神疾患や難病の患者について、保健・医療の分野だけでなく福祉分野と連携した支援を図ります。
- ◎ 障害の早期発見、治療、リハビリテーションの提供により、障害の軽減、重度化・重複化の予防に努めるとともに、障害のある人に対する適切な保健サービスの提供を促進します。
- ◎ 障害のある人や高齢者をはじめ全ての県民が、住み慣れた地域において、生涯を通じて、できる限り自立した生活を送ることができるよう、疾病の発症、社会的自立に至るまでの一連の過程の中で、それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが提供される体制づくりを推進します。
- ◎ 精神疾患やストレスのある人に対する保健・医療の充実を進めるため、こころの健康に関する相談支援機能の向上を図るとともに、利用者が必要とする医療をより身近なところで受けられるよう、精神科医療提供体制の整備を促進します。
また、自殺について、相談支援体制の充実、啓発、自死遺族へのケアなど、総合的な対策を進めます。
ひきこもりについては、本人やその家族に対して民間支援機関を含めた支援体制の充実を図ります。
- ◎ 地域において認知症を早期に発見し、診断・治療につなげる重要な役割を担う、かかりつけ医に対し、認知症への対応力向上を図る取り組みを進めます。
- ◎ 認知症の鑑別診断、周辺症状及び身体合併症に対する急性期医療など、認知症の専門的医療を提供する認知症疾患医療センターの充実を図ります。

《 具体的施策 》

（1）障害の原因となりうる疾病等の予防

〈周産期・小児医療施策の充実〉

- 県内周産期死亡率や新生児死亡率を改善し、安全な出産体制を確保するとともに障害の重症化予防を図るため、新生児が専門医により車内で治療を受けながら迅速に、より高度な医療を提供する周産期母子医療センターへ搬送するドクターカー（新生児搬送用車両）の運行と搬送体制の整備を推進するなど、妊娠、出産から新生児に至るまでの専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制の整備を図ります。

〈妊産婦、新生児や乳幼児に対する健康診査等の実施〉

- 先天的な要因による障害や母子感染等の予防を図るため、妊婦健康診査を実施する市町村の支援、健診結果のモニタリングの実施など、妊婦の健康管理の充実を図ります。
- 高校生を対象とした乳児体験学習や思春期講座等の実施、両（母）親教室の開催等により、母子感染等の未然防止のための正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 障害の原因となりうる疾病の早期発見・早期治療につなげるため、新生児を対象とした先天性代謝異常等検査を実施するほか、乳幼児健康診査の受診率向上等に努め、身体的・精神的な発達の遅れが見られる乳幼児に対する相談や保健指導・療育指導等を実施します。

〈生活習慣病等の予防〉

- 循環器疾患や糖尿病等の生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、健康増進法及び「和歌山県健康増進計画」に基づき、県民みんなの健康づくり運動を展開し、健康づくりのための情報提供や環境整備などを計画的、総合的に推進します。
- 食生活等の生活習慣についての正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、二次予防として、地域や職域が行う健診の受診率の向上を促進します。

（2）障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

①医療の充実

- 障害程度の軽減のため、医療機関相互の連携を図り、急性期・回復期それぞれの症状期に応じた医療の提供体制の整備を図ります。
- 和歌山県立医科大学附属病院において、レスパイト入院に対応するための預かり型対応病室を整備する等、胎児期から小児期まで一貫した高度医療を提供する体制の整備を支援します。

- 障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度、及び重度心身障害児者医療費公費負担制度について、制度の周知、利用促進を図ります。
- 臓器移植について、県民の理解と意識の向上を図ります。
- 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター及び南紀福祉センターにおいて、一般歯科診療所では治療が困難な障害のある人に対し、必要な歯科医療を提供するとともに、歯科口腔保健指導の充実を図ります。

②地域リハビリテーション提供体制の整備

- 各老人福祉圏域内において、医療提供施設の持つ医療機能を関係者が把握し、役割分担を推進することで、急性期等治療対応医療機関とリハビリテーション実施医療機関の連携を促進し、疾病の状況に応じたリハビリテーション医療の提供体制の充実を図ります。
- 県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターを中心に、従事者研修、連絡協議会等の開催や、市町村の地域保健活動や地域包括支援センターとの連携を深めるなど、地域における保健・医療・福祉の関係者、関係機関の連携を図り、リハビリテーションが適切かつ円滑に提供される支援体制の整備を図ります。

③保健サービスの提供体制の整備

- 在宅障害児者やその家族に対し、日常生活の援助、社会復帰に向けての支援及び生活の質の向上等のための保健師による訪問指導など、保健サービスの充実を図ります。
- 保健所において、障害のある児童やその家族に対し、専門医療機関と連携をとりながら、治療上の指導助言、障害の緩和・軽減の訓練指導など、療育相談を実施します。
- 肢体不自由児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を派遣し、重度障害児の教育と医療的なケアの充実を図ります。

④保健・医療サービス等に関する情報提供体制の充実

- 患者やその家族が医療機関や医療サービスを選択する際の参考情報として、病院、診療所、歯

科診療所の診療科目や診療機能、専門医情報等をインターネットで提供する「医療機能情報提供制度」並びに薬局の開局時間、調剤業務の内容、認定薬剤師等の情報をインターネットで提供する「薬局機能情報提供制度」の充実を図ります。

- 開かれた精神科医療を促進するため、各精神科病院の施設の規模や構造、診療情報やリハビリテーションの内容等を県のホームページ上で公開します。

⑤難病を有する人に対する保健医療の充実

- 難病患者や難病等長期療養をする児童及びその家族の、療養や日常生活における様々な不安や困難の解消を図るため、和歌山県難病・子ども保健相談支援センター及び保健所による療養相談、情報提供や巡回相談等の相談支援体制の充実を図るとともに医療費助成を行います。
さらに、重症神経難病患者に対して、高度かつ専門の医療や療養支援サービスを提供するため、医療機関や行政機関等からなるネットワークの充実を図ります。

（3）精神保健・医療施策の推進

①こころの健康づくり

〈学校、職域及び地域における相談、カウンセリング等の提供体制の充実〉

- ストレス相談、思春期の悩み相談、アルコールや薬物等の依存に関する相談等を行い、様々な心の悩み等に対応するため、和歌山県精神保健福祉センター、保健所、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター等の連携を図り、相談体制の充実に努めます。
- 学校における保健室の機能や相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを配置するとともに、児童生徒を取り巻く環境の改善を図るためにスクールソーシャルワーカーの配置や臨床心理士等の専門家を含む学校サポートチームの設置及び派遣を行います。
- 生涯を通じて県民一人一人が「こころの健康」への正しい知識と認識を深められるよう、ハンドブックの作成等により啓発・広報活動を推進します。

〈薬物相談窓口の設置及び相談体制の充実〉

- 悩みやストレスは、薬物依存のきっかけとなることがあり、また、その乱用は特に精神への重大な影響（副作用）を及ぼすなど、薬物と精神は切っても切れない密接な関連があります。
近年、社会問題化した脱法ドラッグなども含めて、薬物の乱用に関する相談体制の充実に努め

ます。

〈思春期における心の問題及び心的外傷後ストレス障害（P T S D）のある人への心のケア〉

- 和歌山県精神保健福祉センターにおいて、思春期における心の問題、災害や犯罪等による心的外傷後ストレス障害（P T S D）のある人への心のケアに対する専門研修等を行い、専門的な相談体制の充実を図ります。

〈自殺対策〉

- 和歌山県自殺対策連絡協議会を核に医療、福祉、教育、経済等の関係分野の各団体と相互に連携し、自殺に対する啓発活動や相談体制の充実及び自死遺族の支援など、事前予防、危機介入及び事後対応といった各段階に応じた施策を総合的に推進します。

〈ひきこもりへの支援〉

- 和歌山県精神保健福祉センターや保健所において、ひきこもりに関する相談支援や啓発活動を行うとともに、社会的ひきこもり者への家庭訪問や居場所の提供等を行うひきこもり者社会参加支援センター、教育、労働等の関係機関と連携し、社会参加支援の充実を図ります。

②精神疾患の早期発見・治療

〈地域における適切な精神科医療提供体制の確立〉

- 精神科病院の機能向上を図り、専門的な治療体制を強化するため、入院患者の病状等に応じた病床の機能分化を図ります。
- 県民が必要に応じて適切に精神科医療を受けられるよう、精神科救急情報センターの設置を含めた精神科救急医療についての情報提供体制を整備します。
- 入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行等を進め通院治療で対応可能な精神障害者が地域で暮らしていく環境を整備するため、精神科デイケアやアウトリーチ（訪問支援）の充実を図ります。
- 県立こころの医療センターは精神科医療の中核センターとしての役割を果たしていくよう、医療、保健、福祉関係機関と連携強化を図り、医療の充実に努めます。

〈認知症に対する支援〉

- 医師会等関係機関と協力し、かかりつけ医を対象とした認知症対応力向上研修の実施や、かか

りつけ医の認知症診療や介護関係機関との連携を支援する認知症サポート医の養成など、認知症の早期発見、早期支援を図る体制の整備を進めます。

- 認知症疾患医療センターにおけるかかりつけ医や介護関係機関等と連携した相談支援、専門医療の提供、地域保健医療・介護関係者への研修、普及啓発など、認知症の人とその家族が、地域で相談・受診できる医療支援体制の充実を図ります。
- 自宅や他の施設で療養が困難な急性期の合併症・B P S D（認知症に伴う問題行動や周辺症状）のある認知症疾患患者に対し、県立こころの医療センターなどの精神科病院等において、入院による精神科医療とケアを短期集中的に行います。

（4）専門職員の養成・確保

〈専門医の確保〉

- 公的病院等における精神発達及び情緒発達に関する専門医、障害のある人のリハビリテーション医療に関する専門医並びにアルコール・薬物依存等の嗜癖疾患に関する専門医の確保を図るために、医師や医療機関への情報提供等に努めます。

〈理学療法士、作業療法士等の専門技術者の確保〉

- 地域の状況やニーズを考慮しながら、理学療法士、作業療法士等の確保の必要性について検討します。

〈看護師等の養成・確保〉

- 保健、医療、福祉を支える質の高い看護師等の養成及び継続確保のため、看護師等学校養成所の充実を図るとともに、看護師等学校養成所に在学し将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に対する修学資金の貸与や、ナースバンク事業の未就業看護師等の登録・就業斡旋相談窓口の開設等により就業や再就業の促進を図ります。
- 障害のある人の重度化高齢化等により重要性が増す在宅医療に対応するため、訪問看護に携わる看護師等を対象とする研修等を実施し、訪問看護師等の資質向上を図ります。

〈保健師等地域保健関係職員の資質向上〉

- 地域住民のニーズに応じたサービスを提供するため、研修等により、市町村保健師等の地域保健関係職員の資質の向上を図ります。

〈精神保健福祉士の確保〉

- 精神障害のある人の人権を擁護し、社会復帰を促進するため、精神科病院及び市町村に精神保健福祉士の配置を働きかけます。

IV 住みよい生活環境基盤整備

1 生活環境

《 現状と課題 》

- 平成8年10月に制定した「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共性の高い建築物などについて、条例に定められた整備基準に適合させるための指導を行うとともに、改修に際しての助成制度や技術的な助言ができる建築士のアドバイザー派遣制度を事業化してきました。

また、平成18年に同条例施行規則を改正し、コンビニエンスストアや薬局等、より身近な施設を対象に含めたほか、平成25年には、オストメイト対応トイレの設置基準を見直し、設置が義務づけられる施設の範囲を拡大しました。

今後とも、障害のある人や高齢者などの行動や社会参加を阻んでいるバリア（障壁）を取り除き、全ての人が自らの意思で自由に行動し、共に地域社会で快適に暮らせる生活環境整備の推進を図ることが重要です。

- 障害のある人等の居住水準の向上を図るため、公営住宅のバリアフリー化や入居機会の拡大、住宅用バリアフリー設備についての情報提供など、住宅改造に対する様々なニーズに対応した施策の充実が求められています。
- 観光地では、障害のある人もない人も安全で快適に観光できる施設の整備及び受け入れ体制の充実が求められています。

- 平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく国の基本方針において、鉄道駅のバリアフリー化や低床バスの導入等に関する目標が定められており、県においても、誰もが安心して利用できる公共交通の確保に取り組む必要があります。

また、交通の安全確保のため、横断歩道上のエスコートゾーンの設置や音響式信号機などバリアフリー対応型信号機の整備を推進しています。今後とも、関係部局の連携を図りつつ、誰もが安全に移動できるよう、整備を進めていく必要があります。

《 基本的方向 》

- ◎ 障害のある人もない人も誰もが、安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等社会全体のバリアフリー化を計画的、総合的に推進するとともに、実

施にあたっては、利用者である障害のある人の視点を重視した環境整備を進めます。

- 県や市町村が整備する観光施設について、障害のある人もない人も安全で快適に利用できるようバリアフリー化を推進するとともに、観光関係事業者を対象にバリアフリー研修を実施し、障害のある人の人権について意識の向上を図ります。

《 具体的施策 》

（1）福祉のまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインの観点から、障害のある人もない人も誰もが、自由に行動し安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するため、「和歌山県福祉のまちづくり条例」及び「バリアフリー新法」の趣旨の普及・啓発に努めるとともに、建築物のバリアフリー化等、生活環境の整備を進めます。
- 障害のある人もない人も誰もが公立の施設を円滑に利用できるよう、トイレの整備、スロープや手すりの設置を始めとしたバリアフリー化を進めるため、市町村に働きかけるとともに、県の設置する施設についても計画的にバリアフリー化を進めます。

（2）住宅、建築物等のバリアフリー化の推進

①公共賃貸住宅の確保

- 公営住宅の入居募集に際しては、優先入居枠を設けることにより、障害のある人の入居機会の拡大に努めます。
- 公営住宅の新設や建替えに際しての段差の解消、スロープ・手すりの設置等及び障害のある人が公営住宅へ入居する際の障害の程度等に応じた改造等により、バリアフリー化を推進します。
- 障害のある人のニーズに対応した住宅の供給を図るため、バリアフリー改善などの計画を含めた「公営住宅等長寿命化計画」の市町村の策定を促進します。

②建築物等のバリアフリー化の推進

- 障害のある人や高齢者が利用しやすいよう不特定多数の人が利用する公共性の高い民間建築物

の改修時に、技術的な助言を行うアドバイザーを派遣するとともに、制度について広報を行い、その利用を促進します。

- 県有施設について、障害のある人もない人も誰もが円滑に利用できるように、トイレの整備、スロープ及び手すりの設置等バリアフリー化を推進します。

(3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

①公共交通機関等のバリアフリー化の推進

- 障害のある人もない人も誰もが安心して利用できる公共交通を確保するため、鉄道駅のエレベーター、転落防止柵等の整備、低床バスや福祉タクシーの導入など、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。
- 鉄道駅等の旅客施設を中心とした駅前広場、周辺道路等のバリアフリー化の重点的・一体的促進を図るため、その利用状況や周辺施設の立地状況等を考慮しながら、市町村によるバリアフリー新法に基づく基本構想の策定を支援します。

②都市公園等におけるバリアフリー化

- バリアフリー対応トイレの整備、スロープの設置、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の敷設など、障害のある人もない人も安全で快適に利用できる公園施設等の整備を進めます。
- 安全で快適な観光のため、公衆トイレ等観光施設のバリアフリー化を促進するとともに、観光パンフレット等においてバリアフリー情報の提供の充実を図ります。
また、観光関係事業者を対象とする研修会の開催等により、障害のある人の人権についての意識の向上を図るなど、受入体制の整備を図ります。

③安全な交通の確保

- 音響信号機、高齢者等感応式信号機、歩車分離式信号機等のバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーンの整備並びに交通規制標識の高度化等見やすくわかりやすい標識・標示の整備を推進します。また、通学路や福祉施設周辺などの横断歩道等の整備を推進します。
- 障害のある人が安心して歩行できる空間を確保するため、歩道における段差解消、十分な幅の

確保及び視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の敷設並びに無電柱化等の整備を推進します。

- 安心・安全な道路交通環境を確保するため、違法・迷惑駐車に対する指導取締りや歩道や道路上の放置物件等に対する指導・啓発を実施します。

（4）防犯・消費者被害の防止

①防犯対策

- 携帯電話のメール通信機能を利用して、外出先からでも迅速に通報することができる聴覚障害者用のメール110番システムを運用するとともに、県立和歌山ろう学校等と連携し、その利用方法等についての講習会を実施するなど、利用促進のための広報・啓発に努めます。
- 警察OBからなる「交番相談員」を交番に配置し、「空き交番」状態の解消を図ることにより、障害のある人が来所した場合、常に「人」による適切かつきめ細かな対応に努めるとともに、警ら・巡回連絡やミニ広報紙等の配付などにより、防犯知識の普及・啓発に努めます。

②契約トラブルの防止と救済

- 悪質商法などによる被害の未然防止の観点から、障害の特性に配慮した消費者教育や啓発広報等を推進します。
- 障害者の契約トラブルの実態を把握し、悪質な事業者に対する適切な行政指導を行います。
- 被害にあった場合の簡易・迅速な救済手段であるクーリング・オフ制度の利用方法等について周知を図ります。
- 消費生活センター等における相談受付の際に、ファックス等障害者の特性に配慮した情報収集の手段を取り入れ、相談しやすい環境を整えます。

2. 情報・コミュニケーション

《 現状と課題 》

- 障害のある人の社会参加を促進するため、点字やカセットテープ版、デジタル録音図書、音声コードによる情報の提供、県広報番組の手話通訳の挿入など、障害特性に応じた情報提供を行っています。また、インターネットを活用し、県内のバリアフリー化された施設に関する情報提供を行っています。

さらに、情報格差（デジタル・デバイド）の解消を図り、ITの進展に対応するために整備した、和歌山県立情報交流センターでは、障害のある人が利用しやすい情報機器やソフトウェア等を導入し、IT体験コーナーやIT研修を行うための情報実習室を設置しています。

今後も引き続き、進歩する多様な情報通信技術を活用して、情報提供及びコミュニケーション支援の充実を図ることが必要です。

- 障害のある人のコミュニケーションを支援する点訳、手話、要約筆記等に対するニーズが高まっており、その人材育成が求められています。

《 基本的方向 》

- 障害のある人の自立と社会参加を促進するため、IT等を活用した情報バリアフリー化の推進及び情報提供の充実を図ります。

- コミュニケーション支援体制の充実を図るため、点訳、手話、要約筆記等のコミュニケーション支援の人材育成を推進します。

《 具体的施策 》

（1）情報バリアフリー化の推進

① IT研修会、講習会の開催

- 障害のある人が情報の入手やコミュニケーションを円滑にできるように支援するため、パソコン操作や電子メールの送受信等のIT講習会の実施を推進します。

- 障害のある人がより利用しやすい情報機器やソフトウェアについて、和歌山県情報交流

センターへの導入を検討し、インターネット等のＩＴを有効に活用する能力が向上するよう支援します。

②ＩＴの利用を支援するボランティアの養成、確保

○ 地域のＩＴ講習会に参加することができない重度の障害のある人の情報入手やコミュニケーションを支援するため、パソコン操作等のサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣を推進します。

③ＩＴを活用した教育の充実

○ 特別支援学校において、パソコン及び入力補助装置等の機器の導入など、ＩＴ環境の充実を図るとともに、障害のある児童生徒の発達段階等に応じた情報活用能力を培います。

(2) 情報提供の充実

①情報提供施設の充実

〈点字図書館の充実〉

○ 視覚障害のある人の社会参加の促進を図るため、点字図書、録音図書、デジタル録音図書、音声コード等のニーズに応じた情報提供の整備など、和歌山点字図書館の充実を図ります。

〈和歌山県聴覚障害者情報センターの充実〉

○ 聴覚障害のある人の社会参加の促進を図るため、字幕入りビデオの貸出やＩＴ等の講習会などを用いた和歌山県聴覚障害者情報センターの充実を図ります。

〈県立図書館の充実〉

○ 視覚障害や図書館に来館することが困難な障害のある人等のニーズに応じたサービスの充実に努めるとともに、和歌山点字図書館等関係機関との連携強化を図ります。

②県政等情報提供の充実

○ 視覚障害のある人に対する県政や県議会等の情報提供の推進を図るため、「県民の友」や「県議会だより」の点字版・音声版の配布、音声読み上げソフト対応のWeb版作成など、情報提供の充実を図ります。

- 聴覚障害のある人に県政や県議会等の情報提供の推進を図るため、県内テレビ番組による手話挿入や「県議会手話だより」など、情報提供の充実を図ります。
- 県のホームページ（和歌山県情報館）において、音声読み上げソフトに対応したページ作りなど、ユニバーサルデザイン化を図るとともに、Webアクセシビリティの視点から障害のある人にも分かりやすいページとなっているかを点検し改善に努めています。
- 障害のある人や高齢者等が安心して外出し施設を利用できるよう、主要な公共的施設のスロープ、トイレ等のバリアフリー整備状況に関する情報を提供する「わかやま・福祉のまちづくりマップ」（音声読み上げソフト対応）の充実を図ります。

③コミュニケーション手段の確保

- 視覚障害のある人の社会参加を促進するため、点字図書、録音図書、音声コード等による情報提供を行うとともに、それを支える点訳・朗読奉仕員の養成を推進します。
- 聴覚障害のある人のコミュニケーションの確保を図り社会参加を促進するため、手話通訳者や手話・要約筆記奉仕員の養成・派遣を推進するほか、行政職員など広く一般に手話を広めるよう努めます。
- 意思疎通に困難を抱える人が、自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号（コミュニケーションボード）の普及及び利用の促進を図ります。
- 重度障害の方を含めた情報手段を確保するため、ITを活用した意志伝達装置の広報を行います。
- 障害者施策等に関する情報提供を行う際には、要約版の作成やふりがな等、知的障害者等判断能力に不安のある人にも分かりやすい情報の提供に努めます。

④選挙及び司法手続における配慮

- 障害者の選挙権や裁判を受ける権利の適正な行使を保障するため、柔軟かつ多様な方法で必要な情報の提供等が受けられるよう検討します。

V 大規模災害等への備え

1 防災対策

《 現状と課題 》

- 風水害や地震・津波等の自然災害に対する備えは、県全体の重要課題であり、県民一人一人が災害から自らを守るとともに、地域における助け合いが必要となります。
特に、障害のある人等、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）について、適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、市町村及び地域における体制整備が必要です。
- 災害時の避難所生活は、障害のある人にとって大変なストレスにつながることが予想されるため、こころのケアと共に避難所内の理解が進むような配慮が求められます。また、医療的処置が必要な方については治療中断が症状悪化につながらないよう、必要な支援のための情報を避難所内で共有することも重要です。

《 基本的方向 》

- ◎ 災害の被害を最小限にするため全庁連携の下での、防災対策の推進を実施します。
- ◎ 避難行動要支援者の状況把握に努め、福祉避難所の確保や障害者福祉施設の防災対策強化に努めます。

《 具体的施策 》

（1）防災対策全般

〈防災に関する知識の普及・啓発〉

- 障害のある人やその支援者、市町村、各自主防災組織等関係者に対する防災に関する知識の普及・啓発を行います。また、地域における防災リーダーを育成するため「紀の国防災人づくり塾」の開催等を行います。

〈災害等に備える体制整備〉

- 住民のプライバシーに配慮を行いつつ、障害のある人の状況把握に努め、避難支援等を必要と

する事由について記載した名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)の作成について働きかけるとともに、適切な避難支援や安否確認への活用を推進します。

- 災害時の避難に特に支援が必要な人々の安全確保のため、市町村の、個々の避難行動要支援者に対する避難支援体制について定める個別計画作成に対する支援に努めます。
- 障害の特性に配慮した避難生活を実現するための福祉避難所の指定件数の増加を目指すとともに指定のない市町村について指定を働きかけます。
- 障害のある人を支えるボランティアの日頃の活動や関係が災害時にも活かされるよう、県社会福祉協議会に設置した県災害ボランティアセンターの取組（災害時対応訓練等）を支援するとともに、災害時に迅速な対応ができるボランティアの登録・養成を促進します。
- 障害福祉サービス提供施設における障害のある人の安全確保を図るため、自主的な防災組織の整備、避難誘導機器の設置及び避難誘導体制等を強化するとともに、災害時を想定した避難訓練や消火訓練の実施を促進します。
- 災害時の停電等に備え人工呼吸器利用者の安全確保を図るため、自家発電装置の利用確保等に関する助成を行います。

〈災害発生の危険性がある時の情報提供〉

- 「防災わかやまメール配信サービス」など様々な手段により、警報・注意報等の気象情報や避難発令情報等、災害発生の危険性や避難に関する情報等の提供に努めます。

〈発災後の支援〉

- 障害のある人等への配慮も盛り込んだ「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を基に、市町村がその内容を避難所運営マニュアルに反映させるよう、働きかけを行います。
- 災害時等における地域の安心の確保等に関する協定を締結し、災害により大きな被害を受けた施設に対して、他の施設が職員の派遣や物資の供給、利用者受入などの支援を迅速に行えるようにするほか、在宅の障害者についても、ショートステイの受け入れ等の支援が円滑に行われるよう努めます。

（2）大規模地震災害への対策

○ 障害者支援施設の耐震化を進めるほか、緊急災害時の非常用電源の確保等のための大規模修繕を行います。

○ 木造住宅の耐震改修に取り組み災害時の被害を最小限に抑えるために、障害者等が居住する住宅に耐震マネージャーを派遣し、耐震化を促進します。

(3) その他の災害への対策

〈土砂災害対策〉

○ 病院や福祉施設等が立地する地域において、砂防えん堤などの土砂災害防止施設の整備を推進し、土砂災害に対する安全度を高めるとともに、危険箇所の周知や新規施設に対する開発行為の制限等を行います。

〈防火対策〉

○ 火災発生時に初期消火や避難等の迅速な対応が困難な障害のある人はもとより、県民の火災予防を図るため、住宅用火災警報器の設置や住宅防火診断の実施を促進し、防炎品の使用拡大に向けた普及啓発、パンフレットの配付等による防火意識の高揚など、消防機関との連携による防火対策を推進します。